

聖籠町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月12日

聖籠町長 西 脇 道 夫

### 聖籠町条例第31号

聖籠町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

聖籠町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年聖籠町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項」を「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項」に改める。

第2条第1号中「法第115条の45第1項」を「法第115条の46第1項」に改める。

第4条第1項第3号中「主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）」を「主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）」に改め、同条第3項第1号中「地域ケア又は地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を除く。）」を「地域ケア、地域保健等に関する経験を有し、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師（准看護師を除く。）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。